資料2 地方公共団体に対するモニタリング

- (1) エイズ予防指針に基づく主要施策
- (2) 地方公共団体に対するモニタリング項目の設定について
- (3) 施策の実施状況に関するモニタリング項目(案)
- (4) モニタリングの例示
- (5) 全国及び主要都県の検査件数・新規報告数の推移
- (6) 重点都道府県等調査票
- (7) 平成19年のモニタリング終了までの展開
- (8) 施策評価検討会と動向委員会

エイズ予防指針に基づく主要施策(例示)

普及啓発

及び教育

国:一般的な普及啓発

- ①HIV/エイズに係る基本的な情報・ 正しい知識の提供
- ②普及啓発手法の開発、普及啓発 手法マニュアル作成

地方:個別施策層に対する普及啓発

- ①青少年エイズ対策事業
- ②同性愛者等予防啓発事業

- ①エイズ予防情報ネット CM(AC)による普及啓発 世界エイズデーの実施
- ②自治体向けエイズ対策マニュアル(6冊)の作成
- ①WYSHプロジェクト
- ②MSMコミュニティセンター事業

検査相談体制 の充実

国:検査相談に関する情報提供

- ´①HIV検査普及週間の創設
- ②情報提供体制の再構築
- ③検査手法の開発、検査相談手法 マニュアル作成

地方:検査・相談体制の充実強化

- ①利便性の高い検査体制の構築
- ②年間検査計画の策定と検査相談の実施

- ①検査普及週間
- ②各自治体における検査体制
- ③PCR研修会 相談員養成研修
- ①検査普及週間 ②検査計画策定状況

医療提供体制 の再構築

国:新たな手法の開発

- (①外来チーム医療の定着
- | ②病診連携のあり方の検討 →エイズ医療提供病診連携 モデル事業の創設

地方:総合的な診療体制の確保

- ①中核拠点病院の整備
- ②連絡協議会の設置等による 各病院間の連携支援

- ①外来チームマニュアル ウイルス疾患管理料加算

②病診連携モデル事業

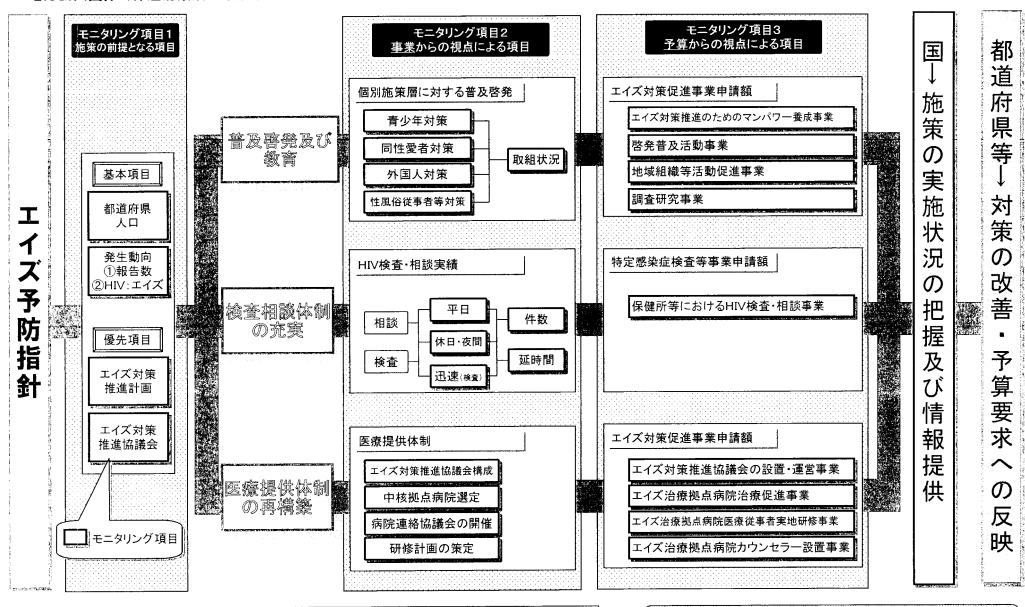
①②中核拠点病院の選定

施策の実施を支える新たな手法

- NGO等との連携強化
- ② 関係省庁間連絡会議による総合的な エイズ対策の推進
- ③ 重点的に連絡調整すべき都道府県等 との連携



- ① HIV検査普及週間の実施 世界エイズデーの実施
- ② 関係省庁間連絡会議の開催
- ③ 重点都道府県等エイズ対策担当 課長連絡協議会の開催



モニタリングを行う上で留意すべき国レベルの目標(戦略研究の成果目標)

- 1 保健所等のHIV抗体検査件数を2005年の約10万件から2010年には2倍の20万件にする。
- 2 エイズ患者の新規報告数を2005年の367件から2010年には25%減少させる。

平成19年度のスケジュール

第3回(平成19年9月) 項目に基づくモニタリング指標の策定 第4回(平成20年3月) モニタリング結果の公表

モニクリング項目:【基本項目及び優先項目)	①マンパワー! ②除業等及 ③機械運動	情報 中央 一	医療提供体制の声	構築	숨計
接換性 接收性 接收			①協議会道 ⑦治療保護 ③医療妄地	④カウンセ ##	± 81
上本語	①マンパワー ②整発音及 ③地域活動 促進	計 検査・相談事業	①恤護会運 20治療促進 研修	(多)カウンセ 計 ラー 計	ê\$ 1
注 本語 表示 表示 表示 表示 表示 表示 表示 表	養成 活動 促進 @調査研究	計 検査・相談事業	②治療促進 可度 原本	2- st	
2 札幌市					
3 音音県					
4 巻手県 1.385 0 0 0 3 100 3 1 1 1 287 322 0 0 0 609 387 5 5 高城県 2.360 13 929 1 7.1 14 0 1 0 1 0 849 297 175 0 1.321 630 7 秋田県 1.145 1 500 1 500 2 1 1 1 1 253 213 0 0 0 613 217 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1					
5 宮城県 2,360 13 92.9 1 7,1 14 0 1 88.9 297 175 0 1,321 630 133 2 6 1 1,025 0					
6 仙台村 1,025		7 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 1			
8 山形果 1.216 1 250 3 750 4 0 0 0 544 69 0 0 613 217 217 9 福島県 2.091 4 44.4 5 55.6 9 0 1 1 872 225 0 0 0 1.097 1.101 11 57.4 2.91 17 50.0 17 50.0 17 50.0 34 0 1 1 0 1 0 1.489 175 0 0 1.664 2.911 1 1 57.4 2.016 27 71.1 11 289 38 0 1 1 1.783 142 0 0 1.925 3.134 12 12 持馬県 2.024 6 54.5 5 45.5 11 0 0 0 1 1.450 115 0 0 1.565 1.053 13 基金果 7.054 17 51.5 16 48.5 33 0 1 1 1 1 0 0 0 3.670 0 0 0 3.670 12.405 14 14 17.76 17.		7.35			
5 福島県 2.091 4 44.4 5 55.6 9 0 1 872 225 0 0 1.097 1.101 10 支献県 2.975 17 50.0 17 50.0 34 0 1 1 0 1 0 1.489 175 0 0 1.664 2.511 11 13.48 2.016 27 71.1 11 28 38 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
10 安越県 2.975 17 50.0 17 50.0 34 0 1 1 1 0 1 0 1.889 175 0 0 1.664 2.611 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
11 55未樂					<u> </u>
12 接馬県 2,024 6 54.5 5 45.5 11 0 0 0 0 1.450 115 0 0 1.565 1.053 13 過五限 7,054 17 51.5 16 46.5 33 0 1 1 1 0 0 3,670 0 0 0 0 3,670 12,405 14 20.15 17 17 17 17 17 17 17					
14 といたま市					
15 千葉集				-	
16 干薬市 924 0 0 1 1 0 0 0 0 17 東京都 12,571 346 78.1 97 21.9 443 1 2 1 1 1 10,969 320 12,157 0 23,446 50,387 18 1時原区計 8.483 0 0 0 0 0 0 19 神奈川県 8.791 52 70.3 22 29.7 74 0 1 1 1 1 3,911 2,503 3,206 0 9,620 16,336 20 横浜市 3,579 0 0 1 1 1 0 0 0 21 川崎市 1,327 0 1 1 1 1 0 0 0 22 新潟県 2,431 4 50.0 8 0 1 841 273 0 0 1,114 3,017 23 高山県 1,112 1 33 2 66.7 3 0 2 4445 49 0 0 494 880		1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 1	
17 東京都 12.571 346 78.1 97 21.9 443 1 2 1 1 1 10.969 320 12.157 0 23.446 50.387 18 特別区計 8.483 0 0 0 0 0 0 19 19 19			 		
18 特別区計		1			1
20 模浜市 3.579 21 川崎市 1.327 22 斯潟県 2.431 4 50.0 8 0 1 8 0 1 841 27 田県 1.112 1 3 3 0 2 445 4 50.0 8 0 1 8 41 273 0 0 1.114 3 高山県 1.112 1 33 3 2 667 3 0 2 4 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					<u> </u>
20 模集市 3,579 21 川崎市 1,327 22 斯潟県 2,431 4 500 8 0 1 23 富山県 1,112 1,323 4 500 8 0 1 841 273 0 0 1,114 3,017 23 富山県 1,112 1,112 1,33,3 266,7 3 0 2 445 49 0 0 434 880	T			 	
22 新潟県 2.431 4 500 4 500 8 0 1 841 273 0 0 1,114 3,017 23 富山県 1,112 1 33.3 2 66.7 3 0 2 445 49 0 0 494 880		100			
23 高山県 1,112 1 33.3 2 66.7 3 0 2 445 49 0 0 494 880					
24 7 11 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1				
					<u> </u>
25 福井県 822 1 33.3 2 66.7 3 0 1 275 112 0 0 387 846	<u> </u>		<u> </u>		
26 山梨県 885 6 85.7 1 14.3 7 0 0 1 0 0 696 20 0 0 716 411		-			-
27 長野県 2.196 15 55.6 12 44.4 27 1 1 1 0 1 0 2.137 528 0 0 0 2.663 3.783					
28 岐阜県 2,107 5 46.2 7 53.8 13 1 1 515 22 0 0 537 764 29 静岡県 3,792 27 84.4 5 15.6 32 0 1 2091 805 0 0 2,865 2,460					
29 時間県 3.792 27 84.4 5 15.6 32 0 1 2.091 805 0 0 2.895 3.460 30 時間市 701					
31 愛知県 7.254 79 72.5 30 27.5 109 0 0 1 1 1 0 5.922 1.121 874 0 7.917 7.279					
32 名古屋市 2,215 0 1 1 1 1 0 0 0			 		
33 三重県 1.867 2 16.7 10 83.3 12 0 0 686 198 0 0 884 873			\		
34 法質県 1.380 5 62.5 3 37.5 8 0 1 381 217 0 0 598 1.918 35 京都府 2.648 21 72.4 8 27.5 29 0 1 1.851 417 1 0 2.269 7.44			1	-	
0 = 1 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 ×					
35 京都市					
38 大阪市 2.629 0 1 1 1 1 1 0 0 0 0					
39 堺市 831 0 0				L	
40 兵庫県 5.590 26 56.5 20 42.5 46 0 「 2.503 207 1.499 0 4.209 2.126				-	l
4 神戸市 1,525 0 0 0					
42 京良果 1.421 6 46.2 7 53.8 13 0 0 687 0 0 0 687 447 43 和歌山県 1.036 0 0.0 1 100.0 1 0 1 178 169 0 0 347 542					
43 和歌田崇 1,035 0 0 1 1000 1 0 1 178 169 0 0 347 542 44 鳥歌県 607 2 66.7 1 33.3 3 0 0 499 58 0 0 557 148			····		I
45 島根県 742 2 100 0 0 0 0 2 0 0 346 0 0 0 346 345	 				
46 閉山県 1,957 3 37.5 5 62.5 8 0 0 870 119 0 0 989 1.815			I		
47 広島県 2,877 6 60.0 4 40.0 10 0 0 1,467 409 238 0 2,114 4,045					
48 広島市 1.155 0 0 0 1.155 1 1.155					
49 山口県					
51 番川県 1,012 1 25.0 3 75.0 4 0 0 326 0 0 326 1,080	 				
52 愛媛県 1.468 5 83.3 1 16.7 6 0 1 898 1.75 0 0 1.073 2.031			 		
53 高知県 796 2 66 7 1 33.3 3 0 1 499 102 0 0 601 167					
54 福岡県 5,049 20 62.5 12 37.5 32 0 2 5,031 1,139 0 0 6,170 9,696 55 福岡市 1,401 1,401 0 0 0 0 0					
50 12.77. 17.77	 				
58 長崎県 1.479 1 100.0 0 0.0 1 0 1 733 35 0 0 758 849			 		
59 熱本県 1.842 4 66.7 2 33.3 6 1 1 1 1.485 141 0 0 1.526 2.005	<u> </u>		 		
60 大分県 1.210 0 0.0 1 100.0 1 0 1 525 156 0 0 681 1.628					
51 宮崎県 1.153 2 66.7 1 33.3 3 0 0 600 218 0 0 818 1.095					
52 鹿児島県 1,753 2 40.0 3 60.0 5 0 1					
0 0 2,077					
計 127,755 914 70.1 390 29.9 1,304 0 78,072 0 15,425 0 23,053 0 116,550 173,651 5 政令市及び特別区 31,320					
※ ①各都道府県とも政令市、保健所設置市等含む総合計。政令市及び特別区はうち再掲分。 ②自治体の網掛けは重点的に連絡襲撃すべき都道府県等	1)		<u> </u>		

エイズ対策促進事業の概要

1 実施主体

- (1) エイズ対策促進事業 都道府県、政令市及び特別区(128自治体)
- (2) 地方ブロックエイズ対策促進事業 北海道、新潟県、石川県、広島県
- 2 補助対象事業の選定要件
 - ・ 都道府県、政令市及び特別区が、地域におけるエイズのまん延を踏まえたエイズ対 策の推進に積極的に取り組んでいること。
 - ・ 当該地域におけるエイズ対策の効果的推進が期待されること。
 - ・ 当該地方ブロックにおけるエイズ対策の効果的推進が期待されること。
- 3 平成18年度予算額(厚生労働省)
- (1) エイズ対策促進事業:4億円
- (2) 地方ブロックエイズ対策促進事業:2億円
- 4 補助率
- (1) エイズ対策促進事業: 1/2
- (2) 地方ブロックエイズ対策促進事業: 10/10 ただし、いずれも予算の範囲内。
- 5 事業の内容
- (1) エイズ対策促進事業
 - ① エイズ対策推進協議会等の設置・運営事業 各種のエイズ対策の推進を図るため、地域の実情を踏まえたエイズ対策についての計画・立案を行うエイズ対策推進協議会等の設置・運営を図る事業。
 - ② エイズ対策推進のためのマンパワーの養成事業 エイズ対策を推進するための必要なマンパワーの養成を図るため、検査、相談、 医療の従事者等に対する各種の研修を実施する事業。
 - ③ 啓発普及活動事業

多くの住民に対してエイズに関する知識の浸透を図るために実施する事業。 なお、地域住民に対するエイズに関する正しい知識の啓発普及は、エイズ対策 の基本となるものであるが、その実施に当たっては医学・医療の分野のみならず、 患者等が置かれている心理的・社会的状況等を配慮して実施する事業。

④ エイズ治療拠点病院治療促進事業 患者・感染者の医療を確保するため、エイズ治療拠点病院において、院内感染 防止及び検査、相談、治療等の体制の整備を図るために実施する事業。 ⑤ エイズ治療拠点病院医療従事者実地研修事業

エイズ治療拠点病院の医師、看護婦等をエイズ診療の経験が抱負な医療機関へ 派遣し、実地研修を行うことにより診療技術の向上を図るために実施する事業。

⑥ エイズ治療拠点病院カウンセラー設置事業

患者・感染者及びその家族等に対し、心理的ケアを行う体制推進のため、

- ア. 都道府県等におけるカウンセラーの雇い上げによる医療機関への派遣、
- イ、エイズ治療拠点病院でのカウンセラーの雇い上げに対する経費負担、
- ウ. 都道府県等とNGOなどの連携によるカウンセリング活動への支援等により、エイズ治療拠点病院をはじめとする医療機関にカウンセラーを設置する 事業。

⑦ 地域組織等活動促進事業

効率的なエイズ対策事業を推進するためには、地域に根差した各種団体等の積極的な協力が不可欠であることから、これらの団体等に対して、エイズに関する知識等を習得させ、啓発普及等を図るために実施する事業。

⑧ 調查研究事業

エイズ対策の計画・立案及び実施に当たって、その基礎となる資料の収集に必要な各種調査を実施する事業。

(2) 地方ブロックエイズ対策促進事業

- ① ブロック内エイズ治療拠点病院連絡協議会等の設置、運営事業 各ブロックの実情に応じたエイズ対策等の計画・立案を行うエイズ治療拠点病 院連絡協議会等の設置、運営を図る事業。
- ② ブロック内エイズ治療拠点病院に対する研修会・講習会の実施事業 ブロック全体におけるエイズ診療技術のレベルアップを図るため、治療・カウンセリング等について、ブロック内エイズ治療拠点病院の医療従事者等に対し研修会、講習会を実施する事業。
- ③ 調查研究事業

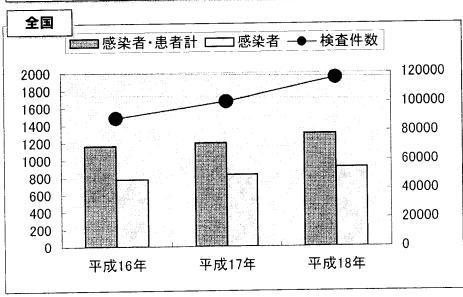
各ブロックにおけるエイズ対策の計画立案及びその実施に当たり、その基礎となる資料の収集に必要な各種調査研究を実施する事業。

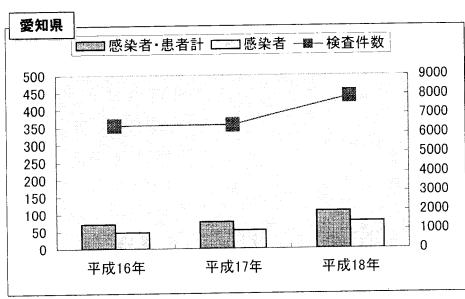
- ④ ブロック内エイズ治療拠点病院等に対する相談事業 患者・感染者等からのエイズに関する相談やブロック内のエイズ治療拠点病院 等の医師等からの治療や療養生活指導等についての相談に対応するとともに、情 報等を提供する事業。
- ⑤ エイズ治療地方ブロック拠点病院医療従事者実地研修事業 エイズ治療地方ブロック拠点病院の医師、看護婦等をエイズ診療の経験が豊富 な医療機関等へ派遣し、実地研修を行うことによりブロック内のエイズ治療拠点 病院等のレベルアップを図るために実施する事業。

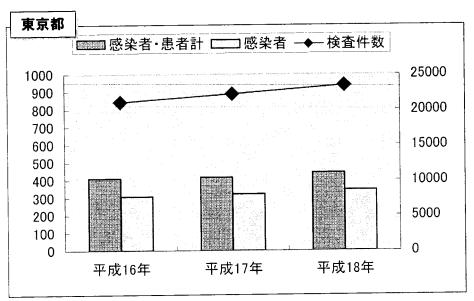
特定感染症検査等事業(エイズ対策分)の概要

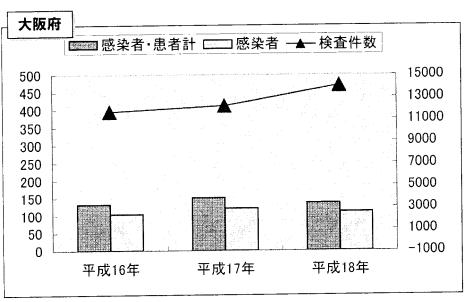
- 1 実施主体 都道府県、政令市及び特別区(129自治体)
- 2 平成 1 9 年度予算額(案) 2億5千万円
- 3 補助率 1/2 ただし予算の範囲内。
- 4 事業の内容H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業

全国及び主要都県の検査件数・新規報告数の推移









重点都道府県等調査票

重点都道府県等調査票

								自治体名							
HIV 感染者・エイズ患者報告数(平成 14 年~平成 17 年)								担当者名							
平成 14 年						成 16 年 合		電話番号							
計	ніл	エイス・	計	HIV	エイス・	計	HIV	I/X'	計	FAX 番号					
										エイズ対領	策推進協議会	注推進協議会			
平	成 17:	年	⑪国訓	周人口		人	割合			17 年度予	17 年度予算額 0 千円				
計	HIV	エイス・	検査	夜間		休日		迅速		18 年度予	算額 0千円				
拠点病院数 中 中 独点 市 対									0千円						
エイズ対策に係る計画 □策定 名称() ※添付願います □未策定															
普及	啓発及	び教育													
į															
相談	・検査							.,							
Ì															
ļ															
医療提供体制の再構築															
その他(特徴的な新規施策など)															
1															
		enter man e la		- 1 - + -	= +-										
19 年度予算要求の内容と考え方															
1															
Ì															
咗	库拉等	押音月	増				-				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
疾病対策課意見欄															
1															

平成19年度モニタリング終了までの展開

第 2 Ŧ タ グ 項 目 の 設定

第 普及啓発の浸透度 検査の質的向上に 医療体制の質的調 医療提供体制の再構築 検査相談体制の充実 普及啓発及び教育 3 調査 関する調査 主任研究者:木原正博 主任研究者: 岡慎一 主任研究者: 今井光信 (例) (例) (例) 世界エイズデーイ・スタッフ体制 ・研修 「HIV感染症の動向と影響 「HIV感染症の医療体制の 「HIV検査相談機会の拡大 ベントに対する周 •検査体制 スタッフ体制 及び政策のモニタリングに 整備に関する研究」 と質的充実に関する研究」 知度 •患者数 関する研究」 Ŧ 研究からのアプローチ タ 指標に基づくモニタリングの実施 モニタリング指標の策定にかかるシュミレーションの実施 全都道府県に対する定量的なモニタリング 【施策の実施状況に関するモニタリング項目表】 【施策の実施状況に関するモニタリング項目表】 指 標 重点都道府県等の施策に対する定性的なモニタリング 【重点都道府県等調査票】 の 【重点都道府県等調査票】 策 定 発生動向からのアプ エイズ動向委員会によるHIV・エイズ発生動向の分析 感染経路別 国籍別 性別 年齢別 都道府県別 都道府県別検査・相談実績

施策評価検討会と動向委員会

